

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
13	2214	訪看Ⅱ 3・複12				971	1回につき
13	2215	訪看Ⅱ 3・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分未満) +402単位	1,113	
13	2216	訪看Ⅱ 3・深・複12	深夜の場合 50% 加算			1,256	
13	2230	訪看Ⅱ 3・複21				770	
13	2231	訪看Ⅱ 3・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合 (30分未満) +201単位	912	
13	2232	訪看Ⅱ 3・深・複21	深夜の場合 50% 加算			1,055	
13	2233	訪看Ⅱ 3・複22				886	
13	2234	訪看Ⅱ 3・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分未満) +317単位	1,028	
13	2235	訪看Ⅱ 3・深・複22	深夜の場合 50% 加算			1,171	
13	2221	訪看Ⅱ 3・准				512	
13	2222	訪看Ⅱ 3・准・夜	夜間早朝の場合 加算			640	
13	2223	訪看Ⅱ 3・准・深	深夜の場合 50% 加算			768	
13	2227	訪看Ⅱ 3・准・複11				766	
13	2228	訪看Ⅱ 3・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合 (30分未満) +254単位	894	
13	2229	訪看Ⅱ 3・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算			1,022	
13	2224	訪看Ⅱ 3・准・複12				914	
13	2225	訪看Ⅱ 3・准・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分未満) +402単位	1,042	
13	2226	訪看Ⅱ 3・准・深・複12	深夜の場合 50% 加算			1,170	
13	2240	訪看Ⅱ 3・准・複21				713	
13	2241	訪看Ⅱ 3・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合 (30分未満) +201単位	841	
13	2242	訪看Ⅱ 3・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算			969	
13	2243	訪看Ⅱ 3・准・複22				829	
13	2244	訪看Ⅱ 3・准・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分未満) +317単位	957	
13	2245	訪看Ⅱ 3・准・深・複22	深夜の場合 50% 加算			1,085	
13	2311	訪看Ⅱ 4				836	
13	2312	訪看Ⅱ 4・夜	夜間早朝の場合 25% 加算			1,045	
13	2313	訪看Ⅱ 4・深	深夜の場合 50% 加算			1,254	
13	2317	訪看Ⅱ 4・複11				1,090	
13	2318	訪看Ⅱ 4・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合 (30分未満) +254単位	1,299	
13	2319	訪看Ⅱ 4・深・複11	深夜の場合 50% 加算			1,508	
13	2314	訪看Ⅱ 4・複12				1,238	
13	2315	訪看Ⅱ 4・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分未満) +402単位	1,447	
13	2316	訪看Ⅱ 4・深・複12	深夜の場合 50% 加算			1,656	
13	2430	訪看Ⅱ 4・複21				1,037	
13	2431	訪看Ⅱ 4・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合 (30分未満) +201単位	1,246	
13	2432	訪看Ⅱ 4・深・複21	深夜の場合 50% 加算			1,455	
13	2433	訪看Ⅱ 4・複22				1,153	
13	2434	訪看Ⅱ 4・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分未満) +317単位	1,362	
13	2435	訪看Ⅱ 4・深・複22	深夜の場合 50% 加算			1,571	
13	2331	訪看Ⅱ 4・長				1,136	
13	2332	訪看Ⅱ 4・夜・長	夜間早朝の場合 25% 加算		1時間30分以上の訪問看護を行う場合 +300単位	1,345	
13	2333	訪看Ⅱ 4・深・長	深夜の場合 50% 加算			1,554	

口
病院又は診療所

(4) 1時間以上1時間30分未満
836単位

サービスコード	サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
13	2337	訪看Ⅱ 4・複11・長					1,390	1回につき
13	2338	訪看Ⅱ 4・夜・複11・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30分未満) +254単位		1,599	
13	2339	訪看Ⅱ 4・深・複11・長	深夜の場合 50% 加算				1,808	
13	2334	訪看Ⅱ 4・複12・長					1,538	
13	2335	訪看Ⅱ 4・夜・複12・長	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30分以上) +402単位		1,747	
13	2336	訪看Ⅱ 4・深・複12・長	深夜の場合 50% 加算			1時間30分 以上の訪問 看護を行う 場合 +300単位	1,956	
13	2440	訪看Ⅱ 4・複21・長					1,337	
13	2441	訪看Ⅱ 4・夜・複21・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30分未満) +201単位		1,546	
13	2442	訪看Ⅱ 4・深・複21・長	深夜の場合 50% 加算				1,755	
13	2443	訪看Ⅱ 4・複22・長					1,453	
13	2444	訪看Ⅱ 4・夜・複22・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (II)	2人以上による場合 (30分以上) +317単位		1,662	
13	2445	訪看Ⅱ 4・深・複22・長	深夜の場合 50% 加算				1,871	
13	2321	訪看Ⅱ 4・准					752	
13	2322	訪看Ⅱ 4・准・夜	夜間早朝の場合 25% 加算				940	
13	2323	訪看Ⅱ 4・准・深	深夜の場合 50% 加算				1,128	
13	2327	訪看Ⅱ 4・准・複11					1,006	
13	2328	訪看Ⅱ 4・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +254単位		1,194	
13	2329	訪看Ⅱ 4・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算				1,382	
13	2324	訪看Ⅱ 4・准・複12					1,154	
13	2325	訪看Ⅱ 4・准・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30 分以上) +402単位		1,342	
13	2326	訪看Ⅱ 4・准・深・複12	深夜の場合 50% 加算				1,530	
13	2450	訪看Ⅱ 4・准・複21					953	
13	2451	訪看Ⅱ 4・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +201単位		1,141	
13	2452	訪看Ⅱ 4・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算				1,329	
13	2453	訪看Ⅱ 4・准・複22					1,069	
13	2454	訪看Ⅱ 4・准・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (II)	2人以上による場合 (30 分以上) +317単位		1,257	
13	2455	訪看Ⅱ 4・准・深・複22	深夜の場合 50% 加算				1,445	
13	2341	訪看Ⅱ 4・准・長					1,052	
13	2342	訪看Ⅱ 4・准・夜・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,240	
13	2343	訪看Ⅱ 4・准・深・長	深夜の場合 50% 加算				1,428	
13	2347	訪看Ⅱ 4・准・複11・長					1,306	
13	2348	訪看Ⅱ 4・准・夜・複11・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30分未満) +254単位		1,494	
13	2349	訪看Ⅱ 4・准・深・複11・長	深夜の場合 50% 加算				1,682	
13	2344	訪看Ⅱ 4・准・複12・長					1,454	
13	2345	訪看Ⅱ 4・准・夜・複12・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30分以上) +402単位	1時間30分 以上の訪問 看護を行う 場合 +300単位	1,642	
13	2346	訪看Ⅱ 4・准・深・複12・長	深夜の場合 50% 加算				1,830	
13	2460	訪看Ⅱ 4・准・複21・長					1,253	
13	2461	訪看Ⅱ 4・准・夜・複21・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (I)	2人以上による場合 (30分未満) +201単位		1,441	
13	2462	訪看Ⅱ 4・准・深・複21・長	深夜の場合 50% 加算				1,629	
13	2463	訪看Ⅱ 4・准・複22・長					1,369	
13	2464	訪看Ⅱ 4・准・夜・複22・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加算 (II)	2人以上による場合 (30分以上) +317単位		1,557	
13	2465	訪看Ⅱ 4・准・深・複22・長	深夜の場合 50% 加算				1,745	

口
病院又は診療所

准看護師
の場合
90%

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
13	3111	定期巡回訪看			2,935
13	3113	定期巡回訪看・准1	ハ 定期巡回・随時 対応型訪問介護看護 事業所と連携する場 合 2,935単位	准看護師による訪問が1回 でもある場合×98%	2,876
13	3115	定期巡回訪看・介5		要介護5の者の場合 +800単位	3,735
13	3117	定期巡回訪看・准1・介 5			准看護師による訪問が1回 でもある場合×98%
13	4111	訪問看護同一建物減算1		事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算
13	4112	訪問看護同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算	
13	8000	特別地域訪問看護加算1	特別地域訪問看護加 算	イ及びロを算定する場合 所定単位数の15%加算	1回に つき
13	8001	特別地域訪問看護加算2		ハを算定する場合 所定単位数の15%加算	1月に つき
13	8100	訪問看護小規模事業所加 算1	中山間地域等におけ る小規模事業所加算	イ及びロを算定する場合 所定単位数の10%加算	1回に つき
13	8101	訪問看護小規模事業所加 算2		ハを算定する場合 所定単位数の10%加算	1月に つき
13	8110	訪問看護中山間地域等提 供加算1	中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算	イ及びロを算定する場合 所定単位数の5%加算	1回に つき
13	8111	訪問看護中山間地域等提 供加算2		ハを算定する場合 所定単位数の5%加算	
13	3100	緊急時訪問看護加算1	緊急時訪問看護加算	指定訪問看護ステーション 574単位加算	574
13	3200	緊急時訪問看護加算2		医療機関 315単位加算	315
13	4000	訪問看護特別管理加算Ⅰ	特別管理加算	特別管理加算(Ⅰ) 500単位加算	500
13	4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ		特別管理加算(Ⅱ) 250単位加算	250
13	7000	訪問看護ターミナルケア 加算	ターミナルケア加算	ターミナルケア加算 2,000単位加算	2,000
13	4100	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算 97単位減算		-97
13	4002	訪問看護初回加算	ニ 初回加算	300単位加算	300
13	4003	訪問看護退院時共同指導 加算	ホ 退院時共同指導加算	600単位加算	600
13	4004	訪問看護介護連携強化加 算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算	250単位加算	250
13	4010	訪問看護体制強化加算Ⅰ	ト 看護体制強化加算(Ⅰ 及びロを算定 する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) 600単位加算	600
13	4005	訪問看護体制強化加算Ⅱ		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) 300単位加算	300
13	6101	訪問看護サービス提供体 制加算1	チ サービス提供体 制強化加算	イ及びロを算定する場合 6単位加算	6
13	6102	訪問看護サービス提供体 制加算2		ハを算定する場合 50単位加算	50

登録期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
13	3112	定期巡回訪看・日割			97	
13	3114	定期巡回訪看・准1・日 割	ハ 定期巡回・随時 対応型訪問介護看護 事業所と連携する場 合 2,935単位	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98%	95	
13	3116	定期巡回訪看・介5・日 割		要介護5の 者の場合+ 800単位	日割計算の場合÷ 30.4日	123
13	3118	定期巡回訪看・准1・介 5・日割			准看護師による訪問が1回 でもある場合×98%	121
13	8002	特別地域訪問看護加算2 日割		特別地域訪問看護加 算	ハを算定する場合 所定単位数の15%加算	
13	8102	訪問看護小規模事業所加 算2日割	中山間地域等におけ る小規模事業所加算	ハを算定する場合 所定単位数の10%加算		
13	8112	訪問看護中山間地域等加 算2日割	中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算	ハを算定する場合 所定単位数の5%加算		

介護予防訪問看護サービスコード表 〈対象：要支援1、2〉

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
63 2010	予訪看Ⅱ 1			253
63 2015	予訪看Ⅱ 1・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		316
63 2016	予訪看Ⅱ 1・深	深夜の場合 50% 加算		380
63 2017	予訪看Ⅱ 1・複11			507
63 2018	予訪看Ⅱ 1・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	570
63 2019	予訪看Ⅱ 1・深・複11	深夜の場合 50% 加算		634
63 2030	予訪看Ⅱ 1・複21			454
63 2031	予訪看Ⅱ 1・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(II) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	517
63 2032	予訪看Ⅱ 1・深・複21	深夜の場合 50% 加算		581
63 2020	予訪看Ⅱ 1・准			228
63 2025	予訪看Ⅱ 1・准・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		285
63 2026	予訪看Ⅱ 1・准・深	深夜の場合 50% 加算		342
63 2027	予訪看Ⅱ 1・准・複11			482
63 2028	予訪看Ⅱ 1・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	539
63 2029	予訪看Ⅱ 1・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算		596
63 2040	予訪看Ⅱ 1・准・複21			429
63 2041	予訪看Ⅱ 1・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(II) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	486
63 2042	予訪看Ⅱ 1・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算		543
63 2111	予訪看Ⅱ 2			379
63 2112	予訪看Ⅱ 2・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		474
63 2113	予訪看Ⅱ 2・深	深夜の場合 50% 加算		569
63 2114	予訪看Ⅱ 2・複11			633
63 2115	予訪看Ⅱ 2・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	728
63 2116	予訪看Ⅱ 2・深・複11	深夜の場合 50% 加算		823
63 2050	予訪看Ⅱ 2・複21			580
63 2051	予訪看Ⅱ 2・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(II) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	675
63 2052	予訪看Ⅱ 2・深・複21	深夜の場合 50% 加算		770
63 2121	予訪看Ⅱ 2・准			341
63 2122	予訪看Ⅱ 2・准・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		426
63 2123	予訪看Ⅱ 2・准・深	深夜の場合 50% 加算		512
63 2124	予訪看Ⅱ 2・准・複11			595
63 2125	予訪看Ⅱ 2・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	680
63 2126	予訪看Ⅱ 2・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算		766
63 2130	予訪看Ⅱ 2・准・複21			542
63 2131	予訪看Ⅱ 2・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(II) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	627
63 2132	予訪看Ⅱ 2・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算		713
63 2211	予訪看Ⅱ 3			548
63 2212	予訪看Ⅱ 3・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		685
63 2213	予訪看Ⅱ 3・深	深夜の場合 50% 加算		822
63 2217	予訪看Ⅱ 3・複11			802
63 2218	予訪看Ⅱ 3・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	939
63 2219	予訪看Ⅱ 3・深・複11	深夜の場合 50% 加算		1,076
63 2214	予訪看Ⅱ 3・複12			950
63 2215	予訪看Ⅱ 3・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30分以上) +402単位	1,087
63 2216	予訪看Ⅱ 3・深・複12	深夜の場合 50% 加算		1,224
63 2230	予訪看Ⅱ 3・複21			749
63 2231	予訪看Ⅱ 3・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算(II) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	886
63 2232	予訪看Ⅱ 3・深・複21	深夜の場合 50% 加算		1,023

(1)20分未満
253単位
週に1回以上、
20分以上の保健
師又は看護師に
よる訪問を行っ
た場合算定可能

口
病院又は診療所

(2)30分未満
379単位

(3)30分以上
1時間未満
548単位

1回につき

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
63	2233	予訪看Ⅱ 3・複22				865	1回につき
63	2234	予訪看Ⅱ 3・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算		2人以上による場合 (30 分以上) +317単位	1,002	
63	2235	予訪看Ⅱ 3・深・複22	深夜の場合 50 % 加算			1,139	
63	2221	予訪看Ⅱ 3・准				493	
63	2222	予訪看Ⅱ 3・准・夜	夜間早朝の場合 25% 加算			616	
63	2223	予訪看Ⅱ 3・准・深	深夜の場合 50% 加算			740	
63	2227	予訪看Ⅱ 3・准・複11				747	
63	2228	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複 11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +254単位	870	
63	2229	予訪看Ⅱ 3・准・深・複 11	深夜の場合 50 % 加算			994	
63	2224	予訪看Ⅱ 3・准・複12				895	
63	2225	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複 12	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分以上) +402単位	1,018	
63	2226	予訪看Ⅱ 3・准・深・複 12	深夜の場合 50 % 加算			1,142	
63	2240	予訪看Ⅱ 3・准・複21				694	
63	2241	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複 21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +201単位	817	
63	2242	予訪看Ⅱ 3・准・深・複 21	深夜の場合 50 % 加算			941	
63	2243	予訪看Ⅱ 3・准・複22				810	
63	2244	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複 22	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (II)	2人以上による場合 (30 分以上) +317単位	933	
63	2245	予訪看Ⅱ 3・准・深・複 22	深夜の場合 50 % 加算			1,057	
63	2311	予訪看Ⅱ 4				807	
63	2312	予訪看Ⅱ 4・夜	夜間早朝の場合 25% 加算			1,009	
63	2313	予訪看Ⅱ 4・深	深夜の場合 50% 加算			1,211	
63	2317	予訪看Ⅱ 4・複11				1,061	
63	2318	予訪看Ⅱ 4・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +254単位	1,263	
63	2319	予訪看Ⅱ 4・深・複11	深夜の場合 50 % 加算			1,465	
63	2314	予訪看Ⅱ 4・複12				1,209	
63	2315	予訪看Ⅱ 4・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分以上) +402単位	1,411	
63	2316	予訪看Ⅱ 4・深・複12	深夜の場合 50 % 加算			1,613	
63	2430	予訪看Ⅱ 4・複21				1,008	
63	2431	予訪看Ⅱ 4・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +201単位	1,210	
63	2432	予訪看Ⅱ 4・深・複21	深夜の場合 50 % 加算			1,412	
63	2433	予訪看Ⅱ 4・複22				1,124	
63	2434	予訪看Ⅱ 4・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (II)	2人以上による場合 (30 分以上) +317単位	1,326	
63	2435	予訪看Ⅱ 4・深・複22	深夜の場合 50 % 加算			1,528	
63	2331	予訪看Ⅱ 4・長			1時間30分 以上の 訪問看護を 行う場合 +300単位	1,107	
63	2332	予訪看Ⅱ 4・夜・長	夜間早朝の場合 25% 加算			1,309	
63	2333	予訪看Ⅱ 4・深・長	深夜の場合 50% 加算			1,511	
63	2337	予訪看Ⅱ 4・複11・長				1,361	
63	2338	予訪看Ⅱ 4・夜・複11・ 長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +254単位	1,563	
63	2339	予訪看Ⅱ 4・深・複11・ 長	深夜の場合 50 % 加算			1,765	
63	2334	予訪看Ⅱ 4・複12・長				1,509	
63	2335	予訪看Ⅱ 4・夜・複12・ 長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分以上) +402単位	1,711	
63	2336	予訪看Ⅱ 4・深・複12・ 長	深夜の場合 50 % 加算			1,913	
63	2440	予訪看Ⅱ 4・複21・長				1,308	
63	2441	予訪看Ⅱ 4・夜・複21・ 長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (I)	2人以上による場合 (30 分未満) +201単位	1,510	
63	2442	予訪看Ⅱ 4・深・複21・ 長	深夜の場合 50 % 加算			1,712	
63	2443	予訪看Ⅱ 4・複22・長				1,424	
63	2444	予訪看Ⅱ 4・夜・複22・ 長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数訪問加 算 (II)	2人以上による場合 (30 分以上) +317単位	1,626	
63	2445	予訪看Ⅱ 4・深・複22・ 長	深夜の場合 50 % 加算			1,828	

口
病院又は診療所

(4) 1時間以上1
時間30分未満
807単位

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
63	2321	予訪看Ⅱ4・准					726			
63	2322	予訪看Ⅱ4・准・夜			夜間早朝の場合 25% 加算		908			
63	2323	予訪看Ⅱ4・准・深			深夜の場合 50% 加算		1,089			
63	2327	予訪看Ⅱ4・准・複11					980			
63	2328	予訪看Ⅱ4・准・夜・複11			夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	1,162			
63	2329	予訪看Ⅱ4・准・深・複11			深夜の場合 50% 加算		1,343			
63	2324	予訪看Ⅱ4・准・複12					1,128			
63	2325	予訪看Ⅱ4・准・夜・複12			夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (I) 2人以上による場合(30分以上) +402単位	1,310			
63	2326	予訪看Ⅱ4・准・深・複12			深夜の場合 50% 加算		1,491			
63	2450	予訪看Ⅱ4・准・複21					927			
63	2451	予訪看Ⅱ4・准・夜・複21			夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (I) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	1,109			
63	2452	予訪看Ⅱ4・准・深・複21			深夜の場合 50% 加算		1,290			
63	2453	予訪看Ⅱ4・准・複22					1,043			
63	2454	予訪看Ⅱ4・准・夜・複22			夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (II) 2人以上による場合(30分以上) +317単位	1,225			
63	2455	予訪看Ⅱ4・准・深・複22			深夜の場合 50% 加算		1,406			
63	2341	予訪看Ⅱ4・准・長	口 病院又は診療所	准看護師 の場合 ×90%			1,026			
63	2342	予訪看Ⅱ4・准・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算	1,208		
63	2343	予訪看Ⅱ4・准・深・長					深夜の場合 50% 加算	1,389		
63	2347	予訪看Ⅱ4・准・複11・長							1,280	
63	2348	予訪看Ⅱ4・准・夜・複11・長					夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (I) 2人以上による場合(30分未満) +254単位	1,462	
63	2349	予訪看Ⅱ4・准・深・複11・長					深夜の場合 50% 加算		1,643	
63	2344	予訪看Ⅱ4・准・複12・長							1,428	
63	2345	予訪看Ⅱ4・准・夜・複12・長					夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (I) 2人以上による場合(30分以上) +402単位	1,610	1時間30分以上の訪問看護を行う場合 +300単位
63	2346	予訪看Ⅱ4・准・深・複12・長					深夜の場合 50% 加算		1,791	
63	2460	予訪看Ⅱ4・准・複21・長							1,227	
63	2461	予訪看Ⅱ4・准・夜・複21・長					夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (I) 2人以上による場合(30分未満) +201単位	1,409	
63	2462	予訪看Ⅱ4・准・深・複21・長					深夜の場合 50% 加算		1,590	
63	2463	予訪看Ⅱ4・准・複22・長							1,343	
63	2464	予訪看Ⅱ4・准・夜・複22・長					夜間早朝の場合 25% 加算	複数名訪問加算 (II) 2人以上による場合(30分以上) +317単位	1,525	
63	2465	予訪看Ⅱ4・准・深・複22・長					深夜の場合 50% 加算		1,706	
63	4111	予防訪問看護同一建物減算1			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1月につき
63	4112	予防訪問看護同一建物減算2				同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
63	8000	予防特別地域訪問看護加算			特別地域介護予防訪問看護加算		所定単位数の 15% 加算			
63	8100	予防訪問看護小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算			1回につき
63	8110	予防訪問看護中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			
63	3100	予防緊急時訪問看護加算1			緊急時介護予防訪問看護加算	指定介護予防訪問看護ステーション	574 単位加算	574	1月につき	
63	3200	予防緊急時訪問看護加算2				医療機関	315 単位加算	315		
63	4000	予防訪問看護特別管理加算I			特別管理加算	特別管理加算 (I)	500 単位加算	500		
63	4001	予防訪問看護特別管理加算II				特別管理加算 (II)	250 単位加算	250		
63	4002	予防訪問看護初回加算			ハ 初回加算		300 単位加算	300		
63	4003	予防訪問看護退院時共同指導加算			ニ 退院時共同指導加算		600 単位加算	600	1回につき	
63	4005	予防訪問看護体制強化加算	ホ 看護体制強化加算		300 単位加算	300	1月につき			
63	6101	予防訪問看護サービス提供体制加算	ヘ サービス提供体制強化加算		6 単位加算	6	1回につき			

算定構造表

訪問看護ステーションが行う場合の部分は省略している。

(1) 訪問看護費 (要介護者)

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
基本部分	療育施設等の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	能登名訪問加算(Ⅰ)	能登名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用若しくは同一建物の同一一室の利用を20人以上利用する場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における医療提供施設加算	中山間地域等における医療提供施設加算	特別管理加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	タニシマルケア加算	医師検診の訪問看護が必要な場合、若しくは発行者が医師として診察が実施される訪問看護の文書等が添付された訪問看護の回数につき減算(1日につき)
(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の回数即又は看護回数による訪問を行った場合(算定可能) (265単位)	後夜又は早朝の場合 +25/100	能登名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合 +24単位	30分未満の場合 +21単位			事業所と同一建物の利用若しくは同一建物の同一一室の利用を20人以上利用する場合 $\times 30/100$								
(2) 30分未満 (386単位)	後夜又は早朝の場合 +25/100	能登名訪問加算(Ⅱ)	30分以上の場合 +42単位	30分以上の場合 +37単位			事業所と同一建物の利用若しくは同一建物の同一一室の利用を20人以上利用する場合 $\times 30/100$								
(3) 30分以上1時間未満 (529単位)	後夜又は早朝の場合 +30/100						事業所と同一建物の利用若しくは同一建物の同一一室の利用を50人以上利用する場合 $\times 85/100$								
(4) 1時間以上1時間30分未満 (830単位)															
ハ、定期訪問・随時対応訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2303単位)															
ニ 初期加算 (1月につき +300単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (1月につき +600単位)															
チ サービス拡大提供体制強化加算 (1月につき +300単位)															
注															
「事業所と同一建物の利用若しくはこれ以外の同一建物の利用若しくはこれ以外の同一建物の利用を20人以上利用する場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における医療提供施設加算」、「医師検診の訪問看護が必要な場合、若しくは発行者が医師として診察が実施される訪問看護の文書等が添付された訪問看護の回数につき減算(1日につき)」															

※ 1月以内の2回目以降の定期訪問看護については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る減算を算定できるものとする。

(2) 介護予防訪問看護費 (要支援者)

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
□ 病院又は診療所 の場合	1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の回数又は看護量による 訪問を行った場合算定可能 (253単位)	複数名訪問加算 (出)	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行う場合	事業所と同一建物 の利用若しくは、 事業所内を共用して サービスを行う場合 利用者20人以上に 利用する	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算 (※)	注	注	注
	2) 30分未満 (379単位)	30分未満の 複数名訪問加算 +234単位 30分以上の 複数名訪問加算 +462単位		事業所と同一建物 の利用若しくは、 事業所内を共用して サービスを行う場合 利用者20人以上に 利用する	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算 (※)	注	注	注
	3) 30分以上1時間未満 (548単位)	夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 複数名訪問加算 +234単位 30分以上の 複数名訪問加算 +462単位		事業所と同一建物 の利用若しくは、 事業所内を共用して サービスを行う場合 利用者20人以上に 利用する	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算 (※)	注	注
	4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)	夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 複数名訪問加算 +234単位 30分以上の 複数名訪問加算 +462単位		事業所と同一建物 の利用若しくは、 事業所内を共用して サービスを行う場合 利用者20人以上に 利用する	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算 (※)	注	注
	ハ 初期加算 (1月につき +300単位)		300単位		事業所と同一建物 の利用若しくは、 事業所内を共用して サービスを行う場合 利用者20人以上に 利用する	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算 (※)	注	注
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算 (1月につき +6単位)										

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。
 ※ 「事業所と同一建物の利用若しくは、これ以外の同一建物の利用若しくは、サービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における介護事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別地域訪問看護加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、系統別管理の算定対象外の算定項目

訪問看護事業の指定基準（介護予防含む）

- (1) 要介護者への訪問看護と要支援者への介護予防訪問看護の人員基準、設備基準は同じである。両方の事業を一体的に運用する場合は、一方の基準を満たせばよい。
- (2) 保険医療機関の場合はみなし指定されるため申請は不要だが、指定を辞退する届出をした場合等において新たに事業を開始する場合は、指定申請が必要となる。

サービスの対象者	介護予防訪問看護：要支援 1、2 訪問看護：要介護 1～5		
サービスの内容	主治医の指示に基づき介護職員が要支援者・要介護者の居宅を訪問して実施する療養上の世話、指導、診療の補助		
事業所指定の可否	保険医療機関が実施する場合	法人	○申請不要
		個人	○申請不要
	訪問看護ステーションが実施する場合	法人	○要申請
		個人	×
サービス提供に当たっての居宅サービス計画の要否	居宅サービス計画を要する。 ただし頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、医療保険から訪問看護が給付される。		

1 基本方針（平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号）

指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

編 注

介護予防訪問看護の場合は、下線部は適用しない。また、上記に加え「利用者の生活機能の維持又は向上を目指す」ことが求められる。

2 人員に関する基準（平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号）

訪問看護（病院・診療所が直接行う場合）の人員基準	
従事者	訪問看護に従事する保健師、看護師、准看護師が勤務していること。 * 常勤、非常勤を問わない。他の業務との兼務も可。

3 設備に関する基準（平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号）

訪問看護（病院・診療所が直接行う場合）の設備基準	
区画	事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。
設備・備品	必要な設備、備品を備えること。

※ 病院・診療所が直接行う場合の専用の区画については、利用申込の受付、相談等に対応するの

に適切なスペースを確保しており、業務に支障がない場合であって、区画が明確に特定されていれば専用でなくても良い。

4 運営に関する基準

(平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号)

(訪問看護の取扱方針等)

項目	条文
①指定訪問看護の基本取扱方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
②指定訪問看護の具体的取扱方針	<p>看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行う。 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
③主治の医師との関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 2 事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに示す文書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は診療録等への記載をもって代えることができる。
④訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護師等（准看護師を除く。以下④において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 7 ③4の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(介護予防訪問看護の取扱方針等)

項目	条文
①指定介護予防訪問看護の基本取扱方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。
②指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	<p>看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。 二 看護師等（准看護師を除く。以下②において同じ。）は、一に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。 三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。 六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び二に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。 九 特殊な看護等については、これを行ってはならない。 十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下「モニタリング」）を行う。 十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

	<p>十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。</p> <p>十四 一から十二までの規定は、十三に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、二から六まで及び十から十四までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。</p>
③主治の医師との関係	<p>1 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 ②の十五の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p>

その他の取扱基準は、**下表**の通り。なお、介護予防訪問看護では以下について右欄に読み替える。

指定訪問看護	指定介護予防訪問看護
要介護	要支援
訪問看護計画書	介護予防訪問看護計画書
訪問看護報告書	介護予防訪問看護報告書
居宅介護支援事業者	介護予防支援事業者
法定代理受領（*1）	介護予防サービス
居宅サービス計画	介護予防サービス計画
居宅介護サービス	介護予防サービス

*1 ⑧欄に限って読み替える。

項目	条文
①内容・手続の説明及び同意	事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。
②提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではならない。
③サービス提供困難時の対応	事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。
④受給資格等の確認	<ol style="list-style-type: none"> 事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。 事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めなければならない。
⑤要介護認定等の申請に係る援助	<ol style="list-style-type: none"> 事業者は、指定訪問看護の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。
⑥心身の状況等の把握	事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
⑦居宅介護支援事業者等との連携	<ol style="list-style-type: none"> 事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。 事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
⑧法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者の居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ることにより、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。
⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。
⑩居宅サービス計画の変更の援助	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

項目	条文
⑪身分を証する書類の携行	事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
⑫サービスの提供の記録	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について介護保険法の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
⑬利用料等の受領	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法・老人保健法に規定する指定訪問看護の費用の額との間に、不合理な差が生じないようにしなければならない。 3 事業者は、1、2の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 事業者は、3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
⑭保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
⑮利用者に関する市町村への通知	<p>事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
⑯緊急時等の対応	看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。
⑰同居家族に対する訪問看護の禁止	事業者は、事業所の看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。
⑱管理者の責務	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うものとする。 2 事業所の管理者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
⑲運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

項目	条文
	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 その他運営に関する重要事項
⑳勤務体制の確保等	1 事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。 3 事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
㉑衛生管理等	1 事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
㉒掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
㉓秘密保持等	1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
㉔広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
㉕居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
㉖苦情処理	1 事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 事業者は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、3の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

項目	条文
	<p>5 事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法に規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、5の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
⑳地域との連携	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
㉑事故発生時の対応	<p>1 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、1の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
㉒会計の区分	<p>事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。</p>
㉓記録の整備	<p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 訪問看護計画書</p> <p>(3) 訪問看護報告書</p> <p>(4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>